

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年五月一日法律第三十六号）（抄）

（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- 二 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないとき。

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年十二月十九日国家公安委員会規則第六号）（抄）

（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）

第二条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第四条第一号の第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第十条までにおいて単に「第一順位遺族」という。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があつたときは、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

- 一 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）
- 二 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）
- 三 兄弟姉妹

第三条 前条に規定するもののほか、犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に三親等内の親族に該当する親族関係があつたときは、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないものとする。

第四条 犯罪被害について、犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

- 一 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

- 二 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- 三 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

第五条 犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

- 一 当該犯罪行為を容認していたこと。
- 二 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。
- 三 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

第六条 犯罪被害について、犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、当該各号に定める額を支給しないものとする。

- 一 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為 法第九条の規定による額に3分の2を乗じて得た額
- 二 当該犯罪被害を受ける原因となつた不注意又は不適切な行為 法第九条の規定による額に3分の1を乗じて得た額

第七条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に密接な関係があつたときは、法第九条の規定による額に3分の1を乗じて得た額を支給しないものとする。犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に第二条各号に掲げる親族関係又は第三条に規定する親族関係以外の親族関係があつたときも、同様とする。

第八条 第二条から第七条までに定める事由のうち、二以上の事由に該当するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

- 一 第二条、第四条又は第五条に定める事由が含まれる場合 法第九条の規定による額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合のうち、第三条又は第六条第一号に定める事由が含まれる場合 法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額

第九条 第二条から第七条までに定めるもののほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は法第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でない認められるときは、第二条から第七条までに定めるところに準じ、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないものとする。

(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合の特例)

第十条 第二条から第七条までに定める事由がある場合において、これらの規定により犯罪被害者等給付金を支給せず、又はその一部を支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の犯罪被害者等給付金を支給するものとする。

- 一 第二条、第四条又は第五条に定める事由がある場合 法第九条の規定による額に3分の1を乗じて得た額
 - 二 第三条又は第六条第一号に定める事由がある場合 法第九条の規定による額に3分の2を乗じて得た額
 - 三 第六条第二号又は第七条に定める事由がある場合 法第九条の規定による額
- 2 前項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給するものとする。
- 一 第二条第一号に定める事由がある場合において、犯罪行為が行われた時に、当該犯罪被害者又は第一順位遺族からの申立てにより、当該加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による命令が発せられているとき（第四条又は第五条に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第六条第一号に定める事由（これに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）又はこれに準ずる事情がある場合
 - 二 第五条第二号に定める事由がある場合において、当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合であつて、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないとき（第二条、第四条又は第五条第一号若しくは第三号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第三条又は第六条第一号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）。)
- 3 前項の規定に該当する場合において、第六条第二号又は第七条に定める事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるときは、同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額を支給するものとする。